感染防止に向けて

箕田小学校

Ⅰ　新型コロナウイルスの感染防止

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動（自由意思の活動）
レベル３	できるだけ２ｍ程度（最低１ｍ）	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル２	できるだけ２ｍ程度（最低１ｍ）	リスクの低い活動から徐々に実施[2]	リスクの低い活動から徐々に実施[2]し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル１	１ｍを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

https://www.mhlw.go.jp/content/000645543.p
新型コロナウイルス感染症への対…
mhlw.go.jp
ファイル(F) 編集 移動(G) お気に入り(A) ヘルプ(H)

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。

手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約0.001% （数十個）
	2回 繰り返す	約0.0001% （数個）

（森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006　から作成）

https://www.m…
01 記録写真データ
付箋
プレゼンテーション1…
14:41
2020/07/07

休み時間ごとに、

★しっかり手を洗う
★うがいをする

放課後に、多くの児童が手を触れる場所
（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の消毒を行う。

３密（密閉・密集・密接）を避ける工夫

- 換気を常に行う
- 机の距離を保つ
- 給食は前向き　給食当番は手指の消毒
- 両手間隔の距離
- マスクの着用

・登下校や外遊び、体育や音楽（リコーダー・鍵盤ハーモニカの演奏）の時間については、人と十分な距離を確保したうえで、マスクをはずしてもよいことを指導しています。

授業について

1．前学年の未学習分の内容は、終了
2．学年の内容は年度内で終える見通し
　・夏休み及び冬休みの短縮による授業日の確保
　・余時数の充当
※標準時数は35週で計画されています。実際に学校は、40週程あるので余時数が生じます。その時間で学校行事等を行っています。本年度は、それらを授業に充てます。なお、臨時休校により標準時数を下回っても指導内容が終われば問題はありません。

4．２学期は、通常の時間割に戻していく。

5．日課表は、現状のまま

・朝会、集会は10月より

6．特に配慮を要する教科

・音　楽 ➡一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにして歌唱及び楽器演奏を行う。

・家庭科➡調理実習は、マスクの着用・手洗いを徹底し会話を最低限にして実施。

・体　育 ➡運動会後から、徐々に通常実施。

学校行事について

1．運動会は、半日で行う。（来年度以降も見越して実施）

・種目の削減（全校・ブロック・PTA・入学予定児童種目）

・参観者は親御さん2名までときょうだい。発熱や体調不良の場合は、ご遠慮ください。

・テントの購入（ソーシャルディスタンス）

2．校外学習は実施、大型バスで移動

・埼玉自然動物公園

・見学はクラス単位、体験活動も必要最小限

・うがい用の水を用意、手指消毒を携帯

・参加同意書の提出

３．その他

・校内音楽会は、中止
・持久走大会は、実施を検討

学校行事等を中止及び延期する基準

①国や県、市等から緊急事態宣言が発令された。もしくは、指導があった。
②実施日までの１か月内に、児童や職員の感染が判明した。
③児童や職員が濃厚接触者となり、実施日の１週間前までに、検査結果が判明しない。
④参加率が学年人数の８５％を下回る場合

上記を原則とし、保健所と教育委員会の指導に従います。

家庭へのお願い

1　検温及び健康観察➡チェックカードは2か月分を保管

（1）児童またはその同居家族に感染が判明、または濃厚接触者と認定された場合は、当該児童を出席停止とする。

（2）本人に発熱等のかぜの症状がある➡出席停止

・病院受診をお願いします。（快癒した翌日から登校可）

（3）家族に発熱等のかぜの症状がある➡要相談（出席停止）

・病院受診結果を受けての判断に協力をお願いします。

（4）合理的な理由がある場合➡要相談（出席停止）

２　欠席は、電話連絡でお願いします。児童を介しての連絡帳等の受け渡しは行いません。

３　児童、教職員に感染が判明した場合

・臨時休業は、濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で行う（期間は１～３日程度）。その際、学校と保健所、学校医が相談しながら決定していく。

・濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない場合には、必ずしも臨時休業の必要はない。

正しい知識による行動ができるようにするとともに、感染者濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動などの風評被害がないよう努めますので、ご理解ご協力願います。

通知表について

本年度から新学習指導要領に基づく授業となっています。
その趣旨は、予測困難な時代にあっても、未来の創り手となるために必要な資質・能力として、

①生きて働く知識及び技能の習得
②未知の状況にも対応できる思考力，判断力，表現力等
③学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、
　人間性の涵養

を子供たちに育むことです。

それに伴い、以下の通り変更点があります。詳しくは、通知表をお渡しする際に、お知らせいたします。

・各教科の目標・内容が4観点から、
「知識及び技能」　「思考力・判断力・表現力等」
「学びに向かう力・人間性等」　の3観点となった。

・外国語科（5・6年）も、他教科と同様に評価を行い、記載することになった。